

一般社団法人岩手県社会福祉士会情報公開規程

規程第 5 号

2007 年 10 月 13 日制定

2023 年 4 月 15 日改定

（目的）

第 1 条 この規程は、一般社団法人岩手県社会福祉士会（以下「本会」という。）が「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」に定めるところにより、情報公開に関し基本的対応事項を定めることを目的とする。

（管理）

第 2 条 本会の情報公開に関する事務は、本会事務局が統括管理する。

（情報公開の対象とする資料及び公開方法）

第 3 条 本会の情報公開の対象とする資料は次の各号に掲げるものとし、本会事務局に常時備え置き閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿（会員番号と氏名のみ掲載）
- (4) 事業報告書
- (5) 計算書類
 - ① 収支計算書
 - ② 正味財産増減計算書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 財産日録
- (6) 事業計画書
- (7) 収支予算書

2 前項に規定する資料のうち(1)、(2)及び(3)については、可能な限り最新の状態のもの、(5)及び(7)については、「公益法人会計基準」に準拠して作成されたものとする。

3 第 1 項の資料のうち(4)及び(5)については、当該事業年度終了後 3 ヶ月以内に備え、5 年間備え置くものとし、(6)及び(7)については、当該事業年度の開始後 3 か月以内に備え、次事業年度の資料が備え置かれるまでの間備え置くものとする。

（閲覧場所及び閲覧日時）

第 4 条 本会の公開する情報の閲覧場所は、本会定款第 2 条に規定する事務所とする。

2 閲覧の日は、本会休業日以外の日とし、閲覧の時間は、午前 10 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。

（閲覧申請の方法及び閲覧の実施等）

第 5 条 前条により本会の公開する情報の閲覧を希望する者から閲覧の申請があったときには、次により取り扱うものとする。

(1)別に定める「閲覧申請書」(様式 1)に必要事項を記入し提出を受ける。

(2)受付担当者は、閲覧申請書が提出されたときは、「閲覧受付簿」(様式 2)に必要事項を記録する。

2 第 3 条第 1 項に掲げる資料以外の資料について閲覧を求められた場合は、情報公開の対象を第 3 条第 1 項に掲げる資料に限定している旨を説明する。

3 閲覧については、無料とする。

4 閲覧資料のコピーにあたっては実費を徴収することとする。ただし、第 3 条第 1 項第 3 号に規定する会員名簿のコピーについては、これを禁止する。

附 則

1 この規程は、2007 年 10 月 14 日から施行する。

附則

1 この規程は、2023 年 4 月 15 日から施行する。